

令和元年度いじめ防止対策協議会の検討事項

- いじめの重大事態の調査組織（以下「調査組織」という。）については、これまで「いじめの防止等のための基本的な方針」や、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等において、当該組織の設置やその調査の目的、調査を実施するに当たっての留意事項等について示してきたところ。
- 一方、これまでの調査組織による調査の実例等を通じ、学校や教育委員会、調査組織の委員、また保護者等より、調査組織の在り方に関して、以下のような課題も指摘された。

（調査組織の目的・位置付けについて）

- ・ 調査組織の目的や位置付けについて、保護者や調査組織の委員等の間において、認識の差があるのではないか。
（例. 重大事態に係る事実関係を明確にすることや再発防止策の提言のほか、民事上の責任追及等責任者の追及を重視する場合 等）

（調査組織の権限・能力について）

- ・ 調査組織には警察のような十分な捜査権限がなく、このような限られた権限のもとで行う調査やその結果の内容は、バランスを欠いているのではないか。

（調査結果について）

- ・ 調査組織の委員がそれぞれの専門的知識や経験を生かした上で調査結果を報告しても、その後再調査等が行われるなど、関係者において不満が生じることがある。
- ・ 特に被害児童生徒の保護者の学校や教育委員会等に対する不信感が強い場合があり、これらの下に置かれる調査組織の調査結果に対しても疑問が投げかけられる場合がある。

- いじめ防止対策協議会にて、次のような論点となった。
 - ・ 調査組織の目的・位置付けについて
 - ・ 事案ごとの調査組織の在り方や進め方について
 - ・ 調査組織と学校との役割分担について
 - ・ 事実認定（いじめの定義等）について
 - ・ 被害児童生徒・保護者への説明・情報提供について
 - ・ 調査組織の委員の人選について
 - ・ 再発防止策等の内容について
 - ・ 学校におけるいじめ問題に関する児童生徒への指導について

【令和元年度いじめ防止対策協議会】

- ◆令和元年度第1回会議：令和元年9月13日
いじめの重大事態の調査組織の在り方について
- ◆ “ 第2回会議：令和元年10月21日
いじめの重大事態の調査組織の在り方に関する論点整理及び今後の進め方について
- ◆ “ 第3回会議：令和2年2月20日
いじめの重大事態の調査組織の在り方に関するヒアリング ※「別紙」参照
 - 桶谷守氏（京都教育大学名誉教授）
「これまでの重大事態の組織における経験について」
「調査組織の在り方に関する意見」
 - 島崎政男氏（神田外国語大学客員教授）
「いじめの第三者調査委員会の現状と問題点」

※令和2年度から令和3年度上半期はコロナ禍により開催できず

令和元年度第3回いじめ防止対策協議会（令和2年2月20日）
におけるヒアリング概要について

◆ **ヒアリング概要**

◇ 桶谷守氏（京都教育大学名誉教授）

「これまでの重大事態の組織における経験について」

「調査組織の在り方に関する意見」

いじめ重大事態の調査組織、及び調査組織と学校の役割分担についての説明があり、特に以下の観点について言及された。

- 調査組織の第三者性、公平性、中立性について、被害者側に寄り添うことと、調査にあたって被害者側の要望を受け入れることは同義ではない。この点を踏まえたうえで、被害者側への寄り添いはどういうことであるかを、委員間で共有し、調査を進めることが重要。
- いじめの全容解明において、様々な記録等から、客観的な事実認定を行い、いじめ事案と重大事態の関連性、特に、いじめ事案が重大事態に与えた影響という観点で考えていくことが重要。
- いじめ事案の対処において、安易・早急な解決（例、両者による握手）によるものでなく、子供が自分の尊厳を回復されたと感じる取組に注力することが求められている。
- 再発防止においては、調査報告書が単なる批評に終始するのではなく、学校現場の視点で、今度どういった対策が必要かをより掘り下げて考えていくべき。

◇ 島崎政男氏（神田外国語大学客員教授）

「いじめの第三者調査委員会の現状と問題点」

調査委員会の委員の御経験を踏まえ、第三者委員会の現状、重大事態の現況について、説明があったとともに、以下4つの問題提起があった。

- 事案のケースに応じた重大事態調査が実施されるよう、重大事態調査のフローについて、見直す必要があるのではないか。特に、在籍していない既卒の事案の対応については、小規模の自治体では、対応が困難であり、別途の方法を考えていく必要があるのではないか。
- 重大事態の調査では、担当者の業務が多く、身体的・精神的疲労が深刻であり、現場での過重労働は問題である。また、第三者委員会の開催に当たっては、委員報酬、逐語録作成等への費用負担が問題であり、規模の小さい自治体は予算措置に苦慮している。
- 重大事態において、外部の運動団体関係者等が関与する事案は多々あり、首長部局による再調査に影響を与える懸念を払拭する必要がある。

- 首長判断では、「追加調査」の事案が増加しており、判断に当たり別組織を設け、第三者委員会と重複する調査が行われる事案も多く、首長判断の難しさを物語っている。また、「追加調査」「検証調査」の続出は、設置者又は学校が設けた第三者委員会の誠実な対応を貶めること恐れがあり、再調査の要件をより明確にする必要がある。

◆ ヒアリングに対する委員・発表者の主な発言

- ◇ ケースの状況に応じた調査委員会の編成が必要。
- ◇ 予算措置の問題を運営上の視点として、考えていかなければいけない。
- ◇ 第三者委員会で収集した情報の管理や、調査終了後の情報管理をどのレベルまで行っていくかについても考えていくべき。
- ◇ 文科省のほうでも、第三者委員会のスタートアップの在り方に関する何かしらのガイドラインなりアドバイスの的なものがあればいいのでは。
- ◇ 被害を受けた児童生徒が特性を持っているような場合、それにどこまで入り込むのか、あるいは、それを理解するための専門性を委員会の中でどのように確保していくのか。
- ◇ 各委員の専門性を発揮しつつも、それを総合した形で判断ができるよう委員会が必要なのではないか
- ◇ 第三者委員会の目指すところとして、ある一定の距離感がある第三者が、子供の尊厳の回復のために何が必要なのか、そのために何が起こったのかということをしっかり究明していくことが、求められている一番大事なことではないか。
- ◇ 子供の気持ちをしっかりと受け止めて、そして、その上で大人としても判断できる方が、第三者委員会に求められている。